

ご旅行条件（要旨）お申し込みの際には、必ず旅行条件書（全文）をお受け取りいただき、事前に内容をご確認のうえお申し込みください。

このパンフレットは、旅行業法第12条の4及び5による説明書、契約書面の一部になります。

■お申し込み方法と契約の成立・旅行代金のお支払い

A

①所定の旅行申込書（以下「申込書」といいます）に所定事項を記入のうえ、申込金（旅行代金）を添えてお申込みいただけます。申込金は、取消料若しくは違約金のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。

B

②当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、電子メールその他の通信手段による契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、お客様は、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いが必要です（受付は当社の営業時間内とし、営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります）。この期間内に申込金のお支払いがない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。

■旅行代金に含まれるもの

- ①旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（普通席）
 - ②旅行日程に明示した宿泊の代金及び税・サービス料、食事の代金及び税・サービス料、観光の代金（入場料金・ガイド料金）
 - ③添乗サービス代金
 - ④その他「旅行代金に含まれるもの」として明示した費用
- ※上記旅行サービスをお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しいたしません。

■旅行代金に含まれないもの

- 前項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- ①自由行動中の見学科、食料、交通費等
 - ②超過手荷物料金（規定の重量・大きさ・個数を超える分について）
 - ③クリーニング料、電話料金、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
 - ④傷害、疾病に関する医療費（傷害、疾病保険料等）
 - ⑤ご希望者のみ参加されるオプションツアーの旅行代金
 - ⑥ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

■お申込み条件

- ①未成年の方がご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。
- ②健康を書いている方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方とその他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください）。あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。

■最終日程表（確定書面）の交付

当社は、旅行日程、主要な利用運送・宿泊機関等に関する確定した旅行内容を契約書面において記載できない場合は、確定状況を記載した「旅程表」を遅くとも旅行開始日の前日までにお客様に交付します。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に契約のお申込みがなされた場合は、旅行開始日当日までに交付します。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明します。

■旅行契約内容・旅行代金の変更

- ①当社は天災地変、戦乱、暴動、運送宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することもあります。
- ②著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更することがあります。増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知します。減額する場合は運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。

なお、払戻すべき金額が生じる場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。

■取消料（お客様による旅行契約の解除）

- ①お客様はいつでも下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。ただし、解除のご連絡は当社の営業時間内にお受けいたします。
- ②次の場合は取消料はいただきません。
 - (a) 契約内容に記載「旅程保証」の変更補償金の支払い対象に該当する変更及びその他の重要な変更があったとき。
 - (b) 著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改定によって旅行代金が増額されたとき。
 - (c) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - (d) 当社が最終日程表を、先に定めた期日までに交付しなかったとき。
 - (e) 当社の責に帰すべき事由により当初の日程どりの旅行の実施が不可能になったとき。

旅行契約解除の時期	取消料
イ) 旅行開始日の前日から起算して20日前まで（日帰り旅行にあっては10日目）	旅行代金の20%
ロ) 旅行開始日の前日から起算して7日前まで	旅行代金の30%
ハ) 旅行開始日の前日	旅行代金の40%
ニ) 旅行開始日当日（ホに掲げる場合を除く）	旅行代金の50%
ホ) 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

■当社による旅行契約の解除

次の場合、当社は契約を解除する場合があります。お客様の旅行代金の不払い、申込条件の不適合、病氣、団体行動への支障、当社の関与し得ない事由により旅行の円滑な実施が不可能なとき等。

■最少催行人員

お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たない場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日帰り旅行は3日目）にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

■当社の責任

当社は、当社又は手配代行者（旅行サービスの手配を当社に代って行う者）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。（お荷物の賠償限度額は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きお一人15万円）

■お客様の責任

お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■特別補償

当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った定の損害について補償金及び見舞金を支払います。

■旅程保証

当社は、当社約款の規定により次に掲げる契約内容の重要な変更（天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運送計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置等による変更を除きます）が生じた場合は旅行代金に1%～5%の所定の率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。この場合当社はおお客様の同意を得て変更の支払いに替え同等またはそれ以上の物品又は旅行サービスの提供で補償を行うことがあります。尚、当社が旅行者1名に対して1旅行契約につき支払う変更補償金の額は15%を上限とします。また、旅行者1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは変更補償金は支払いません。

■旅行条件基準日

本旅行条件及び旅行代金の基準日は2024年10月18日現在です。

旅行企画・実施／お問い合わせ・お申し込み

千葉県知事登録旅行業 地域-1118号

かしわグリーン観光社



千葉県柏市八幡町3-64

電話番号：04-7167-8296 / 携帯電話番号：090-3570-3805

営業時間：9:30～18:00

地域限定旅行業務取扱管理者：石井雅子

（一社）全国旅行業協会正会員

E-mail：m.ishii@kashiwa-green-tourism.jp

ホームページ：https://kashiwa-green-tourism.jp/



インターネット申し込み：

QRコードより、弊社ホームページの予約フォームにアクセスしていただき、9時30分から17時（最も遅い帰着時刻）までの間でお好きな時間帯、お好きなツアープランをお選びください。

https://kashiwa-green-tourism.jp/tour_washinoya/

